

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年1月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200124号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2200061号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月24日及び平成28年7月29日の標準賞与額を66万円に訂正することが必要である。

平成27年12月24日及び平成28年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月24日及び平成28年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月24日
② 平成28年7月29日

A社から請求期間①及び②に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(平成27年12月25日及び平成28年7月29日支払賞与として厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、請求期間①及び②の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金取引明細(写)、事業主から提出された平成27年12月の賞与に係る賃金台帳(写)及び平成28年分源泉徴収簿(写)並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間①及び②において、A社から標準賞与額66万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月24日及び平成28年7月29日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(平成30年9月13日受付)し、厚生年金保険料についても納付して

いないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。